

## (仮称) 三浦市個人情報保護法施行条例の基本方針について

### 1 提案の根拠・理由

令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から法の規定が直接適用されることとなる。このことに伴い、現行の三浦市個人情報保護条例（平成 9 年三浦市条例第 12 号。以下「現行条例」という。）を廃止し、法の施行について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

### 2 条例の内容

#### (1) 開示請求に係る手数料について

法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額を無料とし、法第 87 条に規定する開示の方法のうち、写しの交付に要する費用は、開示請求をする者の負担とするもの。

#### (2) 審査会について

法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問等に応じ審査請求について調査審議するため、三浦市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置くほか、審査会の組織、委員の委嘱、委員の任期等について規定するもの。

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

### 4 経過措置

現行条例の規定による個人情報、個人情報保護審査会、罰則等の取扱いについて経過措置を定める。

### 5 関係条例の整備

現行条例を廃止するほか、次の条例の一部改正を行う。

- (1) 三浦市情報公開条例（平成 15 年三浦市条例第 21 号）
- (2) 三浦市債権管理条例（平成 25 年三浦市条例第 22 号）
- (3) 三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年三浦市条例第 19 号）
- (4) 三浦市公共下水道（東部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和 3 年三浦市条例第 3 号）